

安来市建設工事の最低制限価格決定等に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、安来市が発注する建設工事の入札について、最低制限価格の予測困難性を高め公正な入札を確保することを目的として、安来市契約規則（平成16年10月1日規則第58号）第9条の規定に基づき定める最低制限価格の決定方法及び事務手続について、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象)

第2条 この要領は、原則として、予定価格を事前に公表する入札のうち、安来市建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成31年4月1日施行）の適用を受ける工事を除く建設工事に係る入札(以下「対象入札」という。)に適用する。

(最低制限価格の決定方法及び設定範囲等)

第3条 対象入札の最低制限価格は、開札を執行する前に、ランダム係数を使用して算出するものとし、算出した価格の1,000円未満の端数を省略した額とする。

最低制限価格＝最低制限価格算定基礎額×ランダム係数

- 2 最低制限価格算定基礎額とランダム係数を使用して算出する価格は、最低制限価格算定基礎額の1000分の995から1000分の1005の範囲内で算出するものとする。
- 3 最低制限価格は、設計金額の10分の8から10分の9.2の範囲内とし、前2項の規定により算出した価格が設計金額の10分の8を下回る場合は10分の8とし、10分の9.2を上回る場合は10分の9.2とする。
- 4 算出した最低制限価格は、帳票として出力し予定価格調書に添付して保存するものとする。

(最低制限価格算定基礎額の算定方法)

第4条 最低制限価格算定基礎額は、別に定める算定式により算出するものとする。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、

別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。